**【白山市主観的事項審査基準】** 令和 5年12月15日改定

 令和 6年 1月 1日施行

白山市では、技術力の向上や地域の社会貢献に熱心な建設業者を適切に評価するため、白山市内に本社（主たる営業所）または委任先営業所を置く建設業者に対して主観点数を付与します。

よって、建設業法に基づく経営事項審査結果（審査基準日：R4.10.1～R5.9.30）の総合評定値に主観点数を加算した総合点数により、「令和5・6年度建設工事競争入札参加資格」における中間年度の等級の格付けを行いますので、以下の主観的事項審査基準をご確認のうえ、別記提出方法に従い提出をお願いします。

以下の評価項目のうち、工事成績・優良建設工事表彰にかかる主観点数については、該当業種ごとに加点するものとし、指名停止については全業種共通に減点します。上記以外の評価項目については、電子申請にて選択された項目にかかる主観点数の合計を、申請を希望する全業種共通に加点します。

ただし、下記８～１１の４項目については合計上限を設け、最大３０点の加点までとします。（加点上限：３０点）

なお、白山市外に本社（主たる営業所）または委任先営業所を置く建設業者、及び経常建設共同企業体に対する主観点数の付与はありません。

**１．工事成績**

白山市が前々年の１月１日から前年の１２月３１日までの間に発注した工事で、完成検査後の工事成績評定が行われた工事を対象とし、２件以上の場合は、工事業種ごとの各評定点の平均点（小数点以下、四捨五入）により、下記のとおり主観点数を業種ごとに加・減点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）または委任先営業所を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事成績評定点 | 点　数 |
| ８０点以上 | １０ |
| ７５点以上　８０点未満 | ５ |
| ６５点以上　７５点未満 | ０ |
| ６０点以上　６５点未満 | －１０ |
| ６０点未満 | －２５ |

**２．優良建設工事表彰**

白山市が実施した「優良建設工事表彰」を、前年の１月１日から１２月３１日までの間に受賞した実績に基づき、受賞工事の業種ごとに主観点数を加点するほか、ＪＶの構成員としての受賞も実績として認めます。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）または委任先営業所を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 受賞実績の有無 | 点　数 |
| 有 | １０ |
| 無 | ０ |

**３．指名停止**

白山市が前年の１月１日から１２月３１日までの間に指名停止措置した期間の累計により、下記のとおり主観点数を減点します。

また、指名停止期間の始期が上記期間中であり、終期が上記期間以降の場合も対象とします。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）または委任先営業所を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 指名停止期間（累計） | 点　数 |
| 無 | ０ |
| ２週間未満 | －１０ |
| ２週間以上　１ヶ月未満 | －２０ |
| １ヶ月以上　２ヶ月未満 | －３０ |
| ２ヶ月以上　３ヶ月未満 | －４０ |
| ３ヶ月以上 | －５０ |

**４．災害協定又は白山市災害時協力事業所登録**

前年の１２月３１日現在において、白山市と災害協定を締結している協会等の会員、又は、白山市の災害時協力事業所に登録している協力者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）または委任先営業所を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 協力等の有無 | 点　数 |
| 災害協定 | １０ |
| 白山市災害時協力事業所 | ５ |
| 無 | ０ |

**５．除雪委託契約**

前年の１２月３１日現在において、白山市と除雪委託契約を締結している者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）または委任先営業所を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 除雪委託契約の有無 | 点　数 |
| 有 | １０ |
| 無 | ０ |

**６．次世代育成雇用環境整備**

前年の１２月３１日現在において、次世代育成支援対策推進法第１２条に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届け出をしている者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 支援状況 | 点　数 |
| ①常時雇用する労働者が１０１人以上の者（法定雇用義務者）で、次世代育成支援対策推進法第１２条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者。②常時雇用する労働者が１００人以下の者で、次世代育成支援対策推進法第１２条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出した者。 | １０ |
| 無 | ０ |

***※計画期間外のものについては、加点対象となりません。***

**７．障害者雇用**

前年の１２月３１日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律第２条に定める障害者を常時雇用（週３０時間以上）している者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況 | 点　数 |
| ①障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づき障害者を雇用し、かつ常用労働者の数に対する障害者の割合（障害者雇用率）が同法に定める率（法定雇用率）以上である者。②雇用の義務はないが障害者を雇用している者。 | １０ |
| 無 | ０ |

***※対象者の雇用関係及び障害を証明する書類（障害者手帳等）が添付されていなかった場合は、加点対象となりません。***

**８．女性技術者雇用**

前年の１２月３１日現在において、建設業法第７条第２号、又は第１５条第２号に規定する国家資格を有する女性技術者を２人以上雇用している者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況 | 点　数 |
| 有 | １０ |
| 無 | ０ |

***※対象者の雇用関係及び保有する国家資格等を証明する書類が添付されていなかった場合は、加点対象となりません。***

**９．白山市健康づくり宣言事業所**

前年の１２月３１日現在において、白山市健康づくり宣言事業所に認定されている者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 認定状況 | 点　数 |
| ゴールド事業所 | １０ |
| シルバー事業所 | ５ |
| 無 | ０ |

***※認定状況を証明する書類が添付されていなかった場合は、加点対象をなりません。***

***※ゴールド事業所とシルバー事業所のみの加点となります。***

**１０．協力雇用主登録**

前年の１２月３１日現在において、保護観察対象者等の協力雇用主として金沢保護観察所に登録している者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 登録状況 | 点　数 |
| 有 | ５ |
| 無 | ０ |

***※登録状況を証明する書類が添付されていなかった場合は、加点対象となりません。***

**１１．消防団員・交通安全推進隊員雇用**

前年の１２月３１日現在において、白山市内の消防団の団員、又は白山市交通安全推進隊員として社会貢献活動を１年以上継続している協力者を雇用している者に、下記のとおり主観点数を加点します。

**なお、この主観点数は、白山市内に本社（主たる営業所）を置く建設業者を対象とします。**

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用状況 | 点　数 |
| ２人以上 | １０ |
| １人 | ５ |
| 無 | ０ |

***※対象者の雇用関係を証明する書類が添付されていなかった場合は、加点対象となりません。***